

【当社では新規に相互接続を希望される事業者様に、円滑な相互接続の推進を目的として相互接続に関する条件や情報を事前にご確認いただくことをお願いしております。当社より送付の「DF 新規事業者様ご説明資料」および弊社ホームページにて公開している「相互接続ガイドブック」をお読みいただき、「□」にチェックの上、本様式下部に確認の署名をお願いいたします。】

◆ NTT東日本と相互接続するための条件

- 電気通信事業者として、総務大臣の登録を受けるか届出を行う必要がございます。
- 相互接続により調達した設備は、自社の電気通信設備と相互接続し、第三者に対して電気通信役務を提供するために利用するものであって、自家利用することはできません。

◆ NTT東日本との相互接続に関わる手続きについて

- NTT東日本と相互接続を行なうには、事前に相互接続協定書を締結する必要がございます。
- 相互接続協定書を締結するためには、事前調査により接続形態等を調査し、その回答が接続可能な場合、回答日から1ヶ月以内に「接続申込」を提出する必要がございます。
- 相互接続協定書の締結に併せて、事業者間確認事項(料金事務処理確認事項・保守確認事項)を締結する必要がございます。

◆ ダークファイバの概要について

- ダークファイバには、加入・局内・中継の3種類がございます。
- それぞれのダークファイバは、それぞれの接続開始時期(開通希望日)と当社の工事完了日のいずれか遅い方から料金が発生いたします。
- 全てのダークファイバには最低利用期間があり、利用開始日から1年に満たない間に解約した場合、1年間の利用料金から支払済みの料金を差し引いた額を違約金として支払う必要がございます。
- エンドーエンドのサービスではないため、エンドーエンドでは開通試験等はNTT東日本では実施いたしません。

◆ 加入ダークファイバについて

- 光ファイバ開通申込システムから光回線設備接続申込を行っていただきます。
- 接続申込後にキャンセルした場合、当該申込に対する作業の進捗状況に応じた費用を違約金として負担していただきます。
- 提供可能時期回答から3ヶ月以内に工事日通知をしない場合、または、接続申し込みから6ヶ月までに接続開始とならない場合は保留解除となります。
- 提供可否については、情報Webステーション上で公開しており、提供可能エリアの開示に基づき、NTT東日本が判断いたします。
- 提供に要する期間は、特別な事情が無い限り光回線設備接続申込が到達した日から1ヶ月以内となり、工事完了日から接続開始となります。
- 光回線設備接続申込にあたり、エンドユーザ(ビルオーナー)との調整(工事日の入館手続き、ケーブル引込ルート、配管、第一成端盤取り付け位置等)は、協定事業者にて実施していただきます。また構内ケーブル工事についても協定事業者にて実施していただきます。

- 構内光ケーブルは、NTT東日本の設備が既設で有り、且つ空きがある場合は利用することが可能となります。

#### ◆ 中継ダークファイバについて

- 光ファイバ開通申込システムから線路設備調査及び接続申込を行っていただきます。
- NTT東日本は、線路設備調査及び接続申込から3週間以内に線路設備調査回答・接続申込承諾いたします。協定事業者は、その回答が提供可能な場合、回答日から1ヶ月以内に接続開始時期を通知する必要がございます。
- 線路設備調査回答・接続申込承諾以降にキャンセルした場合は違約金の対象となります。
- 提供可否については、情報Webステーション上で公開しており、提供可能ルートの開示に基づき、NTT東日本が判断いたします。
- 提供に要する期間は、特別な事情が無い限り、当社が線路設備調査回答・接続申込承諾をした日から1.5ヶ月以内となり、工事完了日から接続開始となります。

#### ◆ 局内ダークファイバについて

- 光ファイバ開通申込システムから光回線設備接続申込を行っていただきます。
- 接続申込後、両端設備が確定した後にキャンセルした場合は違約金の対象となります。
- 接続申し込みから6ヶ月以内、または、提供可能時期(両端設備が確定した日から1.5ヶ月、または1.5ヶ月を超える場合で当社が通知する提供可能時期)から3ヶ月のいずれか遅い日までに接続開始をしない場合は保留解除となります。
- 提供に要する期間は、接続される両端の設備が確定してから1.5ヶ月以内とし、工事完了日から接続開始となります。

#### ◆ 県間ダークファイバについて

- 基本的に県間についてはダークファイバをご利用にはなれません。ただし情報WEBステーションに開示されている区間についてのみ設備に空きがあればご利用いただくことが可能です。

#### ◆ 故障時の切り分けについて

- 常時監視、故障通知等は行っておらず、故障が発生した場合は協定事業者は、自社設備とNTT東日本設備の切り分けを実施する必要がございます。協定事業者が、切り分けによりNTT東日本区間が原因であると特定した場合、故障対応依頼表をNTT東日本へ提出していただきます。そのため専用線に比べ故障のり障時間が長くなる可能性がございます。同時派遣をご希望の場合は契約締結後、有償にて対応いたします。
- 故障対応依頼に基づき故障対応した結果、NTT東日本設備に異常がないと判明した場合は、派遣に要した費用を負担して頂きます。
- 支障移転等の工事がある場合は工事通報書にて連絡させて頂くので、エンドユーザへの回線借用含めたご対応は協定事業者にて実施していただきます。

◆ 債権保全について

- NTT東日本は、協定事業者が接続に関して負担すべき金額の支払いを怠る恐れがないと判断出来ない場合は、必要な範囲内で預託金の預け入れ等の協議を申し入れることがございます。
- 預託金預け入れ等の協議申し入れに応じない場合又は接続に関して負担すべき金額の支払いを怠る恐れがあると判断した場合は、必要な範囲内で預託金の預け入れ等を求めます。
- 貸借対照表及び損益計算書等財務の状況を示すものとして、当社が別に定める情報の提出を求めた場合は、その情報を書面により速やかにご提出いただくようお願いいたします。

電気通信事業者名 \_\_\_\_\_

担 当 者 名 \_\_\_\_\_

NTT東日本担当者名 \_\_\_\_\_